

特記仕様書

第1条（適用）

本特記仕様書は、「R8馬土 曾江谷川 美・脇拝原他 堤防除草業務」に適用するものとする。

第2条（総則）

設計書及び本特記仕様書に記載なき事項については、「徳島県土木工事共通仕様書」等によるものとし、本特記仕様書は共通仕様書より優先する。

第3条（作業の実施時期）

本業務の実施時期及び実施箇所は監督員より指示する。

第4条（業務範囲）

業務範囲については設計図面に示す、美馬市穴吹町内の河川区域内とする。

第5条（現場責任者）

受注者は、現場責任者を定め、契約締結した日の翌日から起算して10日以内（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、現場責任者の氏名、その他必要な事項を記した書面（様式第5号）をもって発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

第6条（除草時の飛散防止）

受注者は、飛散防止が必要な箇所では、現場状況に合わせ、以下の①又は②のいずれかの飛散防止対策を実施しなければならない。

①飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈機を使用

②ベニア板、飛散防止用ネット等の防護材を使用

- ・草刈機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈機に追従させる。
- ・歩道の縁石際など草刈機の刃先と防護材との間隔が詰められない箇所は、幅の広い防護材を使用する。

2 受注者は、実施する飛散防止対策について着手前に書面により監督員に提出し、確認を受けなければならない。

第7条（草木類の搬出等）

草木類の運搬については、元請が行う場合は業許可が不要であるが、下請け（再委託）する場合は下請業者に業許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項一般廃棄物の収集運搬業の許可）が必要であるので、運搬業下請時には監督員と協議し承諾を得ること。

2 草木類の搬出先については、廃掃法第7条第4項一般廃棄物の処分業の許可先への搬出を行うこと。

3 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した場合には、処分場が発行する一般廃棄物引

受書の写しを監督員に提出しなければならない。

4 草木類の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

第8条（交通誘導員等）

本業務については、交通整理員を見込んでいないが、必要となった場合は、監督員と協議するものとし、必要と認められる場合は変更契約を行うものとする。

第9条（工程等）

業務内容は、工区内の除草(1回刈り)であり、次の期間に現場作業を実施し、期間内に現場作業を完了しなければならない。

業務実施期間 当初契約日の翌日~令和8年8月7日までとする。

第10条（その他）

仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて協議を行うものとする。

また、不慮の大雨による洪水等に対する安全対策についても、避難手段を確保する等して作業を行うこと。

徳島県美馬県土整備事務所長 殿

受注者 住所
氏名

現場責任者届

業務名

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏 名 (生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取 得 資 格 等 (取得資格があれば)		

- ※ 1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※ 2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
(1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
(2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。